

京都市告示第159号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

平成26年5月28日

京都市長 門川 大作

第23条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる施設のために設けるものであること。

ア 国、地方公共団体又は駐車場法の規定による路外駐車場管理者が、その本来の業務を行うために設けるもので、かつ、不特定多数の者が利用する施設

イ 救急指定病院

ウ 京都市地域防災計画（帰宅困難観光客避難誘導計画を含む。）における指定避難所、広域避難場所、避難救助拠点、指定緊急避難場所、緊急避難広場又は指定福祉避難所（以下「避難場所等」という。）

第23条第1項第4号中「国及び地方公共団体にあつては、」、 「とし、その他のものにあつては、ポール式に限ること」及び「美観風致上」を削る。

第23条第1項第6号中「の広域避難場所」を削り、「ただし、オーバーハング式」の右に「により、第1号ウに規定する避難場所等の」を加える。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)